

# 令和5年度 第1回 平群町の国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

日 時 : 令和5年8月23日（水）  
午後2時00分から午後3時00分まで

場 所 : 平群町役場 第5会議室

出 席 者

委 員 : 公益代表	山口 昌亮 森田 勝 長良 俊一
保険医代表	田中 裕 小向井 英記 坂本 布起子
被保険者代表	川口 雅由 北川 勉 米田 美智子 9名
事務局 : 町長	西脇 洋貴
健康保険課	寺口部長 東川主幹 石見主幹 森係長
	藤本係長 6名
欠席者 : 事務局	乾課長 1名
傍聴者 :	0名

## 1 開 会

事務局

## 2 挨 捶

西脇町長

## 3 委員交替

・事務局より報告

令和5年4月末日付、窪会長（公益代表委員）の町議会議員辞職を受け、公益代表としての残任期間について、議会議長の推薦を受けた長良議員に委嘱を行った。

・長良委員より挨拶

## 4 会長選出

・事務局

会長の退任に伴い、国民健康保険法施行令等に基づき公益代表委員の中から文教厚生委員長の山口委員を選出し、委員からの「異議なし」の発言により同意を得、決定した。

・山口会長より挨拶

## 5 会長より以下の点について確認がなされた。

- ・ 会期の決定について 一 本日 1 日とする。
- ・ 議事録署名委員 一 小向井委員を選任した。

## 6 議 案

- ・ 議案については会長が議長を務めた。

- ① 令和 4 年度 国民健康保険特別会計決算（案）について
- ② 特定健診・特定保健指導について
- ③ その他

### 《① 令和 4 年度 国民健康保険特別会計決算（案）について》

- ・ 事務局から資料に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

#### 【質疑応答等】

##### ・ 委 員

滞納額と不能欠損の状況を聞きたい。

##### ・ 事務局

令和 4 年度の最終調定で、滞納分は約 3,900 万円、不能欠損額は 15 万 4,700 円である。

##### ・ 委 員

これは未納が 3,800 万円あるということか。

##### ・ 事務局

滞納分の未収額は約 2,953 万円、令和 4 年度の現年度未収金が約 1,100 万円、計約 4,100 万円が令和 5 年度の滞納額となる。

##### ・ 会 長

要するに、令和 3 年度の決算後の滞納額に対し、昨年度にいくら収入があったのか。

##### ・ 事務局

3,900 万円に対し 947 万円程度の収入があった。収納率は滞納分で 24.25%、現年分で 97.41% である。

##### ・ 委 員

滞納者はずっと滞納していると理解しているが、それで間違いないか。県統一化になった時の滞納や不能欠損の扱いや方針が決まっているのか。

##### ・ 事務局

現年分が滞納になるのは、納め忘れや保険税が高額で後回しになってしまい等であり、それが繰り返される状況から同じ方となることもある。コロナ禍の際は収入が減り納められないということもあった。滞納処分は税務課が実施している。

### ・会 長

今の質問とも関連するが、来年度から料率は奈良県内の全市町村は県が決めた料率に従い議会に上程、議決されればその金額になる。それは決定している。だから国保税の収入というのは、収納率により収入金額が変わる。当然県に100%納めることになるが、決められた金額を納められれば、各市町村の収入金額の多少の調整はどうなるのか。例えば多額の赤字が出た場合、町としては増税したいが料率を変えられない。一般会計からの補填もダメと、そういう点について県はどのように説明しているのか。収納率も各自治体で大きく違う。県が会計を持つのであれば別に何の問題もない。それぞれの自治体で会計を進めている。その辺の説明をどのように聞いているのか。

### ・事務局

決められた納付金を各市町村は納付する。料率が統一されるので全市町村が納められる料率設定がされる予定。医療費の額、所得、被保険者数等を加味して、県は料率や納付金を決定してくる。例えば、県の料率設定が所得の見込み違いなどで収納不足となり納付困難が生じる場合には、県の基金を用いる等の対応がなされ、町の収納率が低く、収納不足となる場合については各市町村の剩余金を用いたり、県から借入する等の対応になると聞いている。

### ・会 長

それはうまくいかないのでは。

### ・町 長

後期高齢者医療制度の場合は収入をそのまま県の予算で見ている。国保の場合は会長発言の通り各市町村が条例で税率を決定し徴収。県には納付金という形で県が示す額を納付する。町村の場合は徴収率が99%、市は98%、奈良市は97%で計算を行う。事務局発言の通り、医療費の額が急に増加した場合等は県が調整を行うが、市町村での徴収率が悪ければ各市町村で基金を活用する、県の貸付制度を利用し3年で償還するという設例のみを、これまでに聞いてきた。

### ・会 長

保健事業以外は医療費の高低によらず、県が負担する分はそれに見合ったものにする訳だから関係ない。収納率99%は滞納分も合わせての事だから平群町はクリアしている。クリアしなくなった時が補填しないといけなくなるということ。だから県に言って欲しいのは県が会計運営を行えばいいということ。県民税みたいに集めることだけ市町村がすればいい。そうしないと収納率競争みたいになるだけ。本来の目的とはちょっと違ってくる。いろんな矛盾が出てくると思うので、県に伝え早めに改善して欲しいと思う。

### ・委 員

不平等が生じないように。税を納めている人と滞納している人と不合理や不平等性が出てくる可能性があるので、国保税だけでなく住民税も含めてきっち

り対応していただきたい。もう一つは滞納者の保険証の発行について、生命にかかる事案であるので、繰り越して滞納している人への保険証の交付はどのようにになっているか、基準はあるのか。

・事務局

保険証交付の基準については、8月から7月を1年サイクルとして更新している。通常1年分を交付しているが、滞納者には納付相談の実施で納付を促し、滞納期間に応じ3ヶ月や1ヶ月の短期間の保険証を交付している。納付のない方については保険証の交付はしていない。

・委員

保険証を交付していない人は何人くらいいるのか。

・事務局

6/1時点での国保加入現存世帯の内、滞納世帯数は100世帯である。その後の納付により現在はもう少し減少している。

・委員

事務局から1ヶ月と3ヶ月の話があったが、後の11ヶ月なり9ヶ月は保険証がないということか。

・事務局

分割納付の際、保険証を更新している。

・会長

期限が3ヶ月とか1ヶ月に切ってあるだけで、その間に納付すれば更新すること。

・町長

納税相談も受け入れましょうということで、短期の保険証を交付。18歳未満の子どもについては6ヶ月の保険証を交付している。

・委員

保険給付費が令和4年度、増えている。令和3年度に比べて1割程度増加。色々説明があったが、具体的にどういう要因で増加したのか。

・事務局

令和3年度はコロナ禍の真っただ中にあり、病院に行くことをためらったり、病院の方からの制限等があったりした。令和4年度も同じような状態が続いたが、夏過ぎか秋頃にコロナが少し落ち着いた際、それまでの病床確保等の問題もあり入院を延期していた方や手術を先延ばしにされていた方達が、その間に実施され医療費が増加したことでも要因の一つと考える。

・会長

今年度の決算見込みを見ると赤字になっている。先ほどの説明では均等割を若干引き下げ、全体で1,650万円引き下げたと。令和3年度は6,800万円の黒字、それだけでは説明がつかない。その他の大いき要因はどういったものか。

・事務局

6,100万円とマイナス900万円については、滞納を含めての税収と納付金の違いでみると一番分かり易い。納付金は税収と基盤安定の軽減分を合わせたものが財源となる。令和3年度は納付金額が4億9,400万円、それに対し税収と軽減分の合計が5億6,100万円あった。その差額が約6,000万円となり余剰金となった。令和4年度は税収と軽減分の合計が5億2,300万円であり、納付金額がほぼ同額であったため、町単事業分が財源不足となる見込み。

・会長

2月開催の運協資料から令和3年度と令和4年度の県への納付金算定でいうと、平群町の国保加入者が毎年200～300人減っている。しかし一人当たりの納付金をみると8%上がっている。平群町は減税を行い、県の標準税率で賦課していない。それよりは安くも少なくもないが前年度との対比にすると県は8%上げて町は下げている。偶然だと思うが、それで赤字になったということ。それともう一つ、去年の11月に出した改訂版で示された統一料率で決まりか。もう一度会議があるのか。

・事務局

もう一度、今年度見直しが行われる。県からは去年11月に示された再推計値が上限になると聞いている。

・会長

これが上限に。

・事務局

はい。

・会長

まだ動くということは間違いない。いつ決まるのか。

・事務局

年明け前後、12月から1月くらいに決まる予定。

・会長

大事になってきている。当然それを受けた平群町も改正しないといけない。運協の開催も要する。今の平群町の税率ではトータルでは一緒ではあるが、若い人は非常に上がる。介護分と均等割が高い。65歳以上の年金の前期高齢者は少し下がる。この辺のバランス等、矛盾が出ることについて県に意見を言ってもらいたい。指摘しておく。

《② 特定健診・特定保健指導について》

・事務局から資料に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

【質疑応答等】

#### ・委 員

これまでの説明から平群町には今貯金残高が数億円ある。それをこれからずっと蓄えたまま町民にとって喜んでもらう事業を続けていってもらわないといけない。運協はそのためのたたき台の会議だと思っている。基金を使って何年間も続けてやっていけるような事業形態を事務局が考え、ここである程度のことを決め議員のいる議場へもっていく。この予算が終わった時点でもうところから財源を確保し、今後ずっと保健事業等、町独自のものを守ってやっていくという思いでやっているのか、そういった思いがあるのかどうかお聞かせ願いたい。

#### ・事務局

保険者努力支援や国・県の特定健診の補助金等を活用しながら継続的に実施できるようにと考えている。

#### ・委 員

平群町の人間ドック補助を受け検診を受けた際、ものすごく重い病気が見つかり入院された今は元気に活動されている町民の方から「補助があり良かった」と喜びの声を聞いた。「平群町に住んで良かった」、「この補助事業があったから命拾いした」と話す住民の方もおられた。これから県統一化で平群町のオリジナル性がなくなっているかのように出来る限り守ってほしい。新しくどんどん医療が進む中で早期発見が、フレイルが、健康増進が、また平群町は高齢者率が高い、それを守っていくのが行政の仕事として大事に思って欲しい。これからも県の中の一町として県に意見をあげ、我々の町を魅力ある町と思ってもらえるように発信し守っていただきたいので、お願いしておく。

#### ・委 員

先ほどお話しいただいたフレイル予防でプリズムと総合スポーツセンターと共同で実施されている。健康教室、予防教室をどれくらい定期的にやっていっているのか、知り合いも参加していると聞いている。

#### ・事務局

令和5年度ではプリズムヘグリとスポーツセンターで月1回ずつ実施の元気アップ教室は合計延べ656名、プリズムヘグリで月2回実施のスマイル8エクササイズは合計延べ748名が参加。

#### ・委 員

参加者は重複しているのか。

#### ・事務局

プリズムヘグリとスポーツセンターでは重複しないようにしている。スマイル8と元気アップでは若干違うためその人の体力に合った教室を案内している。出来るだけ重複しないようにしているが、4月はスマイル8に参加したが、そのうち体力が落ちてきて元気アップに参加されるという方もおられる。

・会長

コロナ感染症のことで、増えたり減ったり平群町で実人数はつかめているのか。新聞とニュースでは週間で出ているがどうなっているのか説明を。

・事務局

5月8日から法律が改正され5類になりインフルエンザと同じ扱いになった。それに伴い全数報告は無くなり県内のいくつかの病院を定点に指定し、患者来院数をみるという定点報告に変わった。今は定点あたり16程度であり、これがピークなのか下がっているのかは分からぬ状況ではあるが、要注意ということで確認している。

・会長

保健所ごとには確認できるのか。

・事務局

定点の保健所ごとに出ているので確認できる。

・会長

最近増えたように思うが。

・事務局

身近な方でかかられたと聞くことがあり、感覚的に増えたなど感じる。

・会長

事務局から何かあれば、その他で説明を。

### 《③ その他》

・事務局

令和6年1月から制度改正があり、産前産後の4ヶ月間、出産月、出産予定日の前1ヶ月から出産月を含む3ヶ月の計4ヶ月間。多胎児の場合は6ヶ月間において、所得割と均等割を減免するという制度が新しく設けられる。そのシステム改修費が約300万円必要となるため12月議会に上程する予定。

・会長

委員の方から何か意見は。

・その他、以下の質疑があった。

#### 【質疑応答等】

・委員

一点確認させていただきたい、来年の秋に向け紙の保険証が廃止されると決まっている。現状で言うと全国的にマイナンバーカードのトラブルがある。紐づけが出来ていない、全く違う方が出てくる、データ自体が出てこないというようなことが起こっている。そういう方に関して医療機関では10割もらうのかどうかとトラブルになっている。紐づけ出来ずに紙の保険証も持つて来ていない、マイナンバーカードだけを持ってこられた方で確認が出来なかつた場合どうするのか。今は患者様に申立書を書いていただいて自己負担額の確認を取

り請求している状況。実際、町内ではそういうトラブルの報告があるのかどうかを聞きたい。

・事務局

マイナンバーでのシステム確認は、医療機関の方が閲覧すると最新の情報が表示されるというものである。表示エラー発生時は町が連絡を受け修正等対応を行っている。また、システム動作に慣れないうちは医療機関から負担割合等の確認をされる等はあったが大きな問題になる点はこれまでなかった。

・委 員

大きなトラブルにはなっていないという認識ですか。

・事務局

はい。

・委 員

もう一点、国の方針としては資格確認書をマイナ保険証を持っていない方に交付するとなっているが、あれは国保レベルで、市町村レベルが出す、国が出すような形、全員出す、それはどういう風になっているのか。

・事務局

情報が少ないので現状である。もう一度1年更新ということで令和7年7月までは保険証を交付する。それ以後はマイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書の交付を現時点では予定している。

・委 員

ありがとうございます。

・会 長

平群で紐づけが間違ったとか、そんな事例はないのか。

・事務局

国保では聞いていない。

・会 長

ほか、ございませんか。

・委 員

なし。

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。